

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

(注) この文書は、日本国内におけるいかなる有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘（以下、「勧誘行為」という。）を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。東京地下鉄株式の実際の売却を行う際には、金融商品取引法等の関連法令上必要な手続に従って、これを行うこととなります。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行い、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは許されません。

財務省理財局

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

1. 基本方針

- (1) 令和4年3月28日財政制度等審議会答申「東京地下鉄株式会社の株式の処分について」及び令和4年3月28日東京都都市整備局「東京地下鉄株式会社の株式の処分の基本的な考え方」に基づき、本審査要領により財務省及び東京都が共同で主幹事証券会社を選定することとする。
- (2) 国内区分応募会社から3社程度、海外区分応募会社から2社程度を主幹事証券会社（グローバルコーディネーター、ブックランナー）として選定することを基本とする。
- (3) 書類審査の段階で、口頭審査の対象とする証券会社を、国内区分応募会社及び海外区分応募会社からそれぞれ4～6社程度に絞り込む。
- (4) 書類審査又は口頭審査のいずれかの段階で、以下のいずれかーに該当することが明らかとなった社については、主幹事として適当でないことから、審査対象から除外する。
 - ① 需要見込みの裏付けとなっている国内・海外の投資家の調査を行っていない
 - ② 審査の段階で、公的機関（海外を含む）から、引受業務等の制限等主幹事としての事務を行う上で障害となるような処分を現に受けている
 - ③ 東京地下鉄と係争中の訴訟案件がある
 - ④ 東京地下鉄株式の売出しとの間で利益相反の関係が生じる案件において主幹事等を務めている（又は務めることが予想される）

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

2. 書類審査

(1) 項目毎の評点の割り振りは次のとおりとする。

	国内・海外区分応募会社
・ 民営化陸運案件における主幹事等の実績	10
・ 上記以外の民営化案件における主幹事等の実績	5
・ 非民営化陸運案件における主幹事等の実績	5
・ 日本株式案件（新規公開に限る）における主幹事等の実績	10
・ その他国内及び海外における販売力等を示す指標	10

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

- (2) 評点については、項目毎に（国内区分・海外区分のそれぞれのグループ内で）1位の社を満点とし、2位以下の社は、各項目に係る計数の1位の社の計数に対する比率で換算し、小数点第2位を四捨五入する。
- (3) 各項目の評点を合計した数値を書類審査における合計評点とする。

3. 口頭審査

(1) 評定者は、

- ① 財務省においては、理財局次長（国有財産担当）、総務課長及び国有財産企画課長
- ② 東京都においては、都市整備局次長、都市基盤部長、都市基盤部調整担当課長及び財務局主計部長

とする。

なお、評定者が何らかの理由により欠けたときは、

- ① 財務省においては、国有財産企画課に所属する職員
- ② 東京都においては、都市整備局理事級職員、総務部、都市基盤部及び財務局主計部に所属する職員

に審査を代理させることができる。

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

(2) 項目毎の評点の割り振りは次のとおりとする。

	国内・海外区分応募会社
・東京地下鉄株式会社に関する調査・分析の内容等	2 0
・引受団の編成等についての考え方	1 0
・売出日程についての考え方	2 0
・東京地下鉄株式の販売戦略	4 0
・投資需要の見込み方	2 0
・需要積み上げの方法等	3 0
・手数料の水準等	3 0
・内部体制	2 0
・その他引受姿勢等	1 0

東京地下鉄株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

(3) 財務省及び東京都のそれぞれにおいて、各評定者の各項目の平均値を算出した上で、全ての項目の平均値を合計する。

当該数値に東京地下鉄株式会社への出資割合をそれぞれ乗じ、財務省及び東京都の評点を足し合わせた上で、小数点第2位を四捨五入したものを口頭審査における合計評点とする。

4. 総合評価

(1) 書類審査の合計評点（40点満点）と口頭審査の合計評点（200点満点）とを単純合算したものを総合評点（240点満点）とする。

(2) 原則として、国内区分応募会社及び海外区分応募会社の中でそれぞれ総合評点の順位に基づき主幹事証券会社とする。